

国土利用計画法届出について

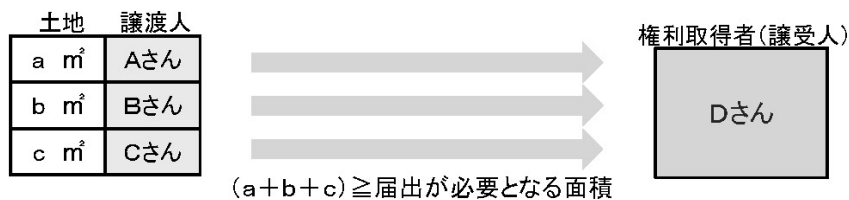
国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、法定面積以上の土地について、土地売買等の契約を締結した場合、譲受人が、契約後2週間以内（契約日を含む）に、当該土地の所在する市町村に届出をしなければなりません。

1 届出が必要な面積

市街化区域	2,000 m ² 以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000 m ² 以上
都市計画区域以外の区域	10,000 m ² 以上

―上記面積未満の契約面積であっても届出が必要な場合―

譲受人が同一の利用目的のために土地を買い集め、最終的に個々の面積の合計が上記の面積以上となる土地を取得する可能性がある場合は、個々の面積が上記面積未満であっても「一団の土地」として届け出ることになります。その他一団の土地の解釈については、埼玉県土地水政策課にお問い合わせください。



2 届出が必要な取引

売買、交換、事業譲渡（営業譲渡）、譲渡担保、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など（これらの取引の予約である場合も含まれます。）

3 届出書の提出方法

提出書類	・土地売買届出書（県HPからダウンロードできます） ※令和3年1月1日から押印が不要となりました。 ・契約書の写し（収入印紙の貼付が確認できるようにコピーしたもの） ・状況図①位置図・・・最寄り駅等と届出地の位置関係がわかる地図 ②周辺状況図・・・届出地の付近の状況がわかる地図（住宅地図等） ③形状図・・・届出地の形状を明示したもの（公図・測量図等） ※市街化区域の場合は、住宅地図に形状を明示することをもって ②及び③を兼ねることも可 ※一団の土地の場合は全体図（予定でも可）も添付 ・その他（任意様式） 上記書類に加え、以下に該当する場合には提出が必要です。 ①委任状・・・代理人が届出をする場合。押印不要。 ただし、代理人の連絡先を必ず記載してください。 ②（別紙）その他土地一覧・・・土地売買届出書に全ての筆を記載できない場合。 6筆以上又は現況地目や共有持分割合等の単位にまとめて届出した場合は必須。 ③（別紙）国内連絡先・・・権利取得者（譲受人）の住所が国外の場合。 国内の連絡先を記載した別紙を提出。 ④（別紙）共有者等一覧・・・共有者がいる場合（譲渡人等が複数いる場合）、 複数の契約を1つの届出にまとめて届け出る場合、 共有者等を記載した別紙を提出。
------	--

提 出 先	戸田市 都市整備部 都市計画課 都市創造担当窓口 戸田市上戸田 1-18-1 戸田市役所 3 階
提 出 方 法	①電子メール（送付先・・・tosikei@city.toda.saitama.jp） ②郵送 ③持参
提 出 部 数	正本1部 （受理書を希望する場合は、正本1部とは別に、土地売買等届出書の写し1部）窓口で 受理日等を記入したものを受理書とします
提 出 期 限	契約後 2 週間以内（契約日を含む）

- 電子メールの場合
必ずお電話にて提出した旨をご連絡ください。
- 郵送の場合
必ず期限内（契約日を含む契約後 2 週間以内）に戸田市に届くようにしてください。
- 届出地が 2 つ以上の市の区域にわたる場合
それぞれ届出地の所在する市に提出してください。
- 一団の土地に関する届出の場合
一団の区域と、それぞれの届出に係る土地を状況図に記載してください。
なお、一団の土地の届出を同時に複数行う場合、提出書類の「状況図」は 1 部提出してください。
- 郵送で受理書の送付を希望する場合
受理書の郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4 届出をしなかった場合

6 月以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金が課せられることがあります（国土利用計画法第47条）。また、虚偽の届出をした場合も同様です。

5 届出の審査等

埼玉県は、届出を受けた土地の利用目的について、審査を行い、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画等に適合しない場合には、届け出してから原則 3 週間以内に利用目的の変更を勧告することがあります。

また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、必要な助言をすることがあります。

なお、審査の結果、利用目的に問題がない場合には、届出者に対して特に通知等はありません。

お問合せ先

（届出先に関すること）

戸田市 都市整備部 都市計画課 都市創造担当 048-441-1800（内線 392）

（届出内容に関すること）

埼玉県 企画財政部 土地水政策課 （電 話）048-830-2188 （FAX）048-830-4725